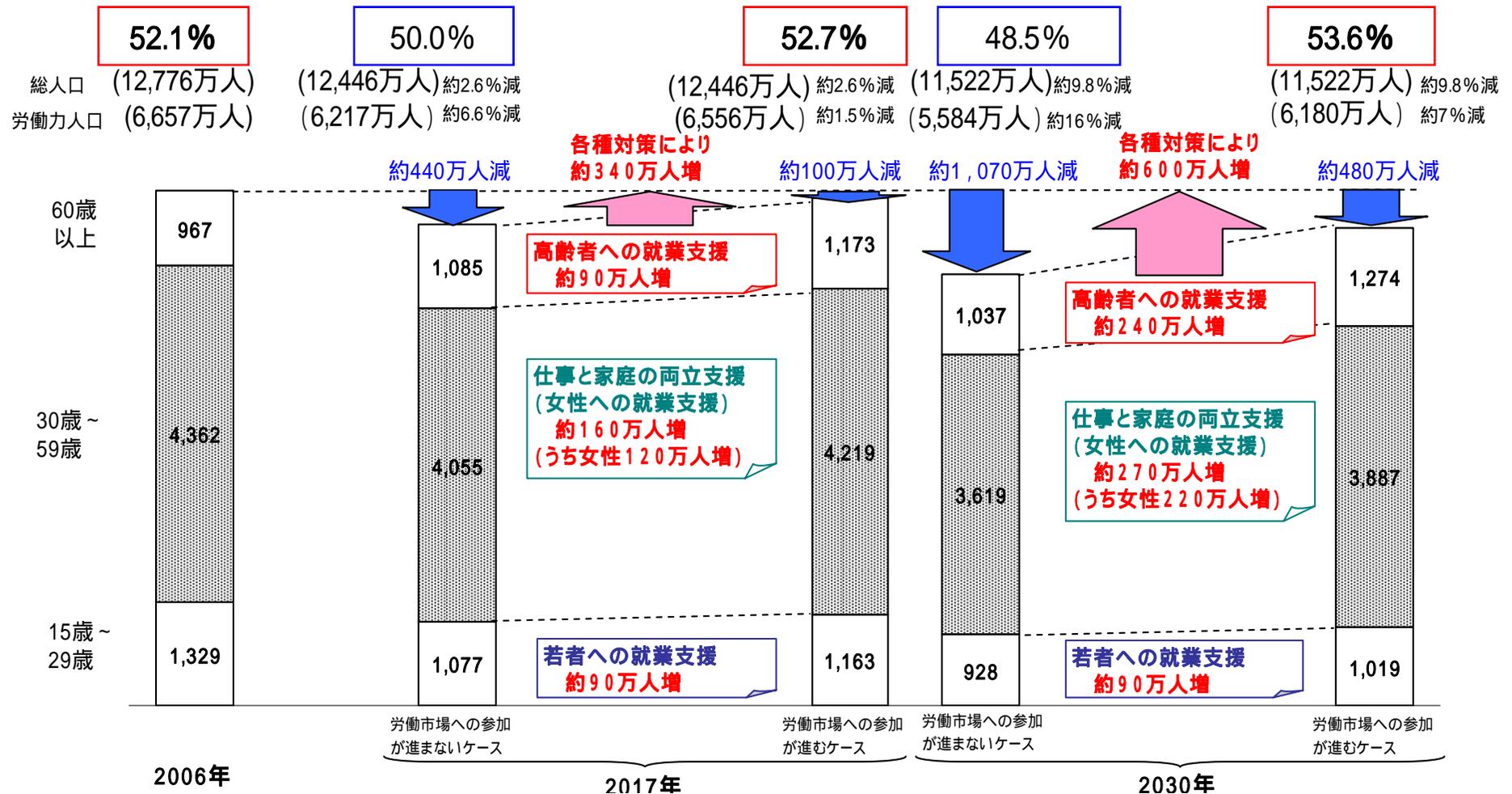


高齡者雇用に関する政策課題

平成20年6月2日
厚生労働省職業安定局
高齡・障害者雇用対策部
岡崎 淳一

労働力人口の見通し

現状のまま推移した場合、総人口の減少率よりも労働力人口の減少率の方が高くなる。このため、若者、女性、高齢者など全ての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境を整えることが必要。



(資料出所) 総人口については、2006年は総務省統計局「人口推計」、2017年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月推計)による。

労働力人口については、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2017年、2030年はJILPT「2007年度需給推計研究会」における推計結果。

(注) 1 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース

(注) 2 2017年、2030年における総人口及び労働力人口の推計横の割合については、2006年における総人口又は労働力人口と比較したもの。

高年齢者の雇用失業情勢

年齢階級別・男女計就業率推移

(%)

		2003年		2004年		2005年		2006年		2007年	
60歳～64歳 (男女計)		50.7		51.5		52.0		52.6		55.5	
(男)	(女)	64.7	37.5	65.4	38.4	65.9	39.0	67.1	39.0	70.8	41.0
65歳～69歳 (男女計)		33.5		33.2		33.8		34.6		35.8	
(男)	(女)	44.4	23.3	43.8	23.8	45.0	23.7	45.7	24.6	46.9	25.6
70歳～ (男女計)		13.6		13.5		13.6		13.3		13.3	
(男)	(女)	20.9	8.8	20.7	8.7	20.8	8.7	20.3	8.7	20.6	8.4

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

60歳代の雇用確保

65歳以上定年企業等の割合を
2010年度までに50%
「70歳まで働ける企業」の割合を
2010年度までに20%

65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等
の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

「70歳まで働ける企業」の普及及び促進
(定年引上げ等奨励金の拡充等)

中高年齢者の再就職促進

ハローワークにおける60歳以上就
職件数を2006年度から2010年度まで
で70万件

募集・採用における**年齢制限の禁止**を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

募集・採用時の**上限年齢設定理由の明示**を義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成16年12月に施行)

多様な就業・社会参加の促進

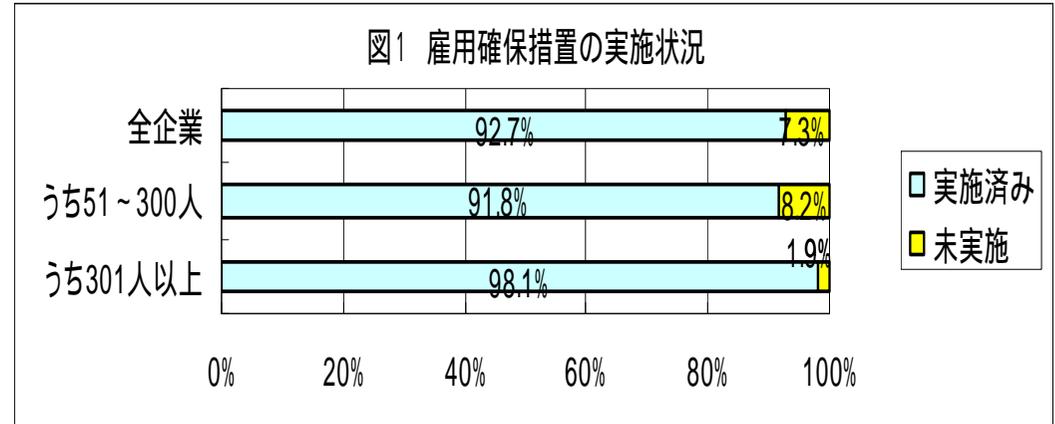
シルバー人材センターの会員数を
2010年度までに100万人

シルバー人材センター事業による多様な就業機会の
確保の促進

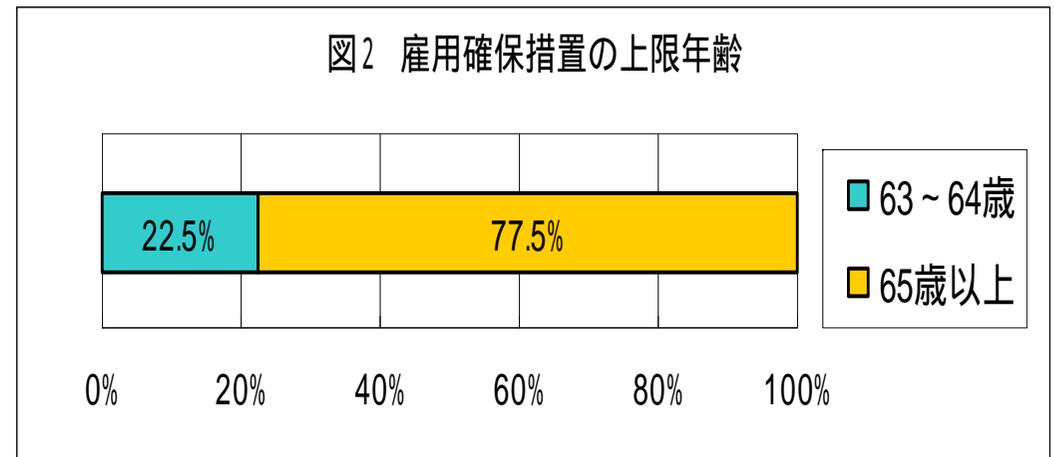
高年齢者雇用安定法に基づく企業の取組状況

平成19年6月1日現在

高年齢者雇用安定法に沿った高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は88,166社中81,762社、92.7%である。

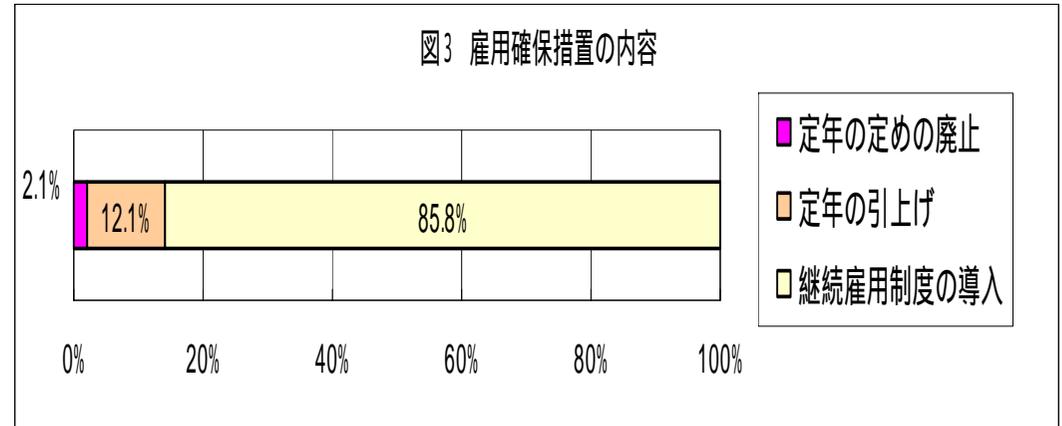


上記実施済み企業のうち、上限年齢は63~64歳が22.5%、高年齢者雇用安定法の義務化スケジュールを前倒しし、65歳以上を上限年齢とした企業(定年の定めのない企業を含む。)は、77.5%である。

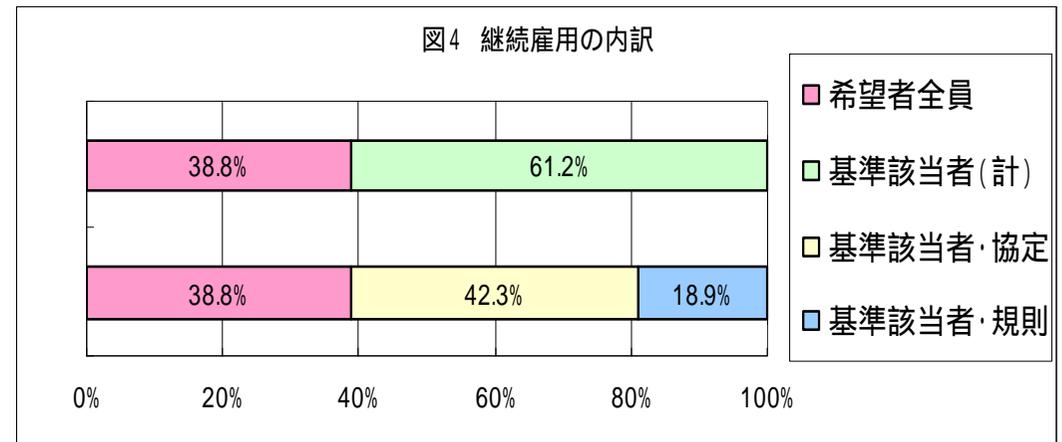


高年齢者雇用安定法に基づく企業の取組状況

導入済み企業のうち、定年の定め
の廃止や定年年齢の引上げ
の措置を講じたところは少なく、
85.8%が継続雇用制度を導入。



継続雇用制度を導入した企業
のうち、希望者全員を対象とする
制度を導入したところは、38.8%
制度の対象となる高齢者に係る
基準を定めたところは61.2%
である。



高年齢者雇用安定法第52条第1項により、事業主は、6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、当該報告を提出した51人以上規模企業88,166社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況等を集計。

「新雇用戦略」(案) - 「全員参加の社会」の実現を目指して -

【基本的方向】

働く意欲を有するすべての人の就業を実現するため、今後3年間を集中重点期間として、若者・女性・高齢者・障害者等をはじめ、ニーズに応じたきめ細やかな支援施策を展開し、誰もが能力を十分に発揮できる「全員参加の社会」の実現を目指す。適切な経済財政運営と一体的に取り組み、我が国経済を成長させ、1人当たり国内総生産の増加につなげる。

将来にわたる安定した雇用・生活を実現するため、次のような取組みを推進する。

- ・ 正社員以外の方々の正社員化を含む待遇の改善や、適正な雇用関係の構築など、安心・納得して働ける環境の整備
 - ・ 健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択など、仕事と生活の調和の実現
- 地方公共団体との協働による地域雇用対策の充実や、人材面からの中小企業支援等により、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を構築する。

「全員参加の社会」の実現

若者 若者の自立の実現	女性 女性の就業希望の実現	高齢者 いくつになっても働ける社会の実現	障害者等 「福祉から雇用へ」推進5か年計画
<p>就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える中、早急に安定雇用を実現する必要。</p> <p>「フリーター等正規雇用化プラン」 (3年間で100万人の正規雇用化) ニート等の自立支援の充実 ジョブ・カード制度の整備・充実</p> <p>【目標】 <small>【 】内は07年(度)の数値</small> 若者(25～34歳)男性の就業率 2010年に92～93%【 91.0%】 フリーター数 2010年までに170万人【 181万人】 ジョブ・カード取得者数 2010年度までに若者を含め50万人 地域若者サポートステーション によるニート等の進路決定者割合 2010年度に30%【 24.8%】 <small>進路決定者割合の【 】内は06年7月～08年2月の実績。</small></p>	<p>団塊ジュニア世代が30代後半を迎える中、働きながら子育てできる環境整備に早急に取り組み、出生率の回復を目指す。</p> <p>「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、保育施策等の質・量を充実 新たな次世代育成支援の枠組みの検討 仕事と家庭の両立支援 再就職・起業・継続就業支援の充実</p> <p>【目標】 女性(25～44歳)の就業率 2010年に66～68%【 65.5%】 3歳未満児の保育サービス利用率 2010年に26%【 20.3%】 (新待機児童ゼロ作戦関係) ポジティブ・アクション取組企業 2010年度までに40%超【 20.7%】 <small>ポジティブ・アクション取組企業の【 】内は06年度実績。</small></p>	<p>団塊の世代が60代を迎える中、その能力・経験を発揮できる枠組みを早急に作る必要。</p> <p>希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 「団塊世代フロンティアプロジェクト」等 多様な就業形態による生きがい対策の推進</p> <p>【目標】 高齢層(60～64歳)の就業率 2010年に56～57%【 55.5%】 65歳以上定年企業等の割合 2010年度までに50%【 37.0%】 「70歳まで働ける企業」 2010年度までに20%【 11.9%】 シルバー人材センター会員 2010年度までに100万人【 76万人】</p>	<p>セーフティネットを確保し、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるようにする必要。</p> <p>雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 障害者雇用促進法の改正 生活保護世帯・母子世帯に対する就労支援の拡充</p> <p>【目標】 ハローワークの障害者就職件数 2008～2010年度で14.4万件 <small>【05～07年度実績 約12.8万件】</small> 雇用されている障害者の数 2013年度に64万人【 約50万人】 生活保護受給者・母子家庭の母等の就職率 2010年度に60%【 53.0%】 <small>雇用されている障害者数の【 】内は03年11月時点。 生活保護受給者等の就職率の【 】内は2月未までの実績。</small></p>

生活者の視点に立って「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

情報提供機能の強化 ワンストップ相談体制の整備 労働関係法令の遵守徹底・働くことに関する教育の充実 生活者視点の政策立案

1. 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

若者 - 若者の自立の実現

(1) 「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進

就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター、30代後半の不安定就労者)を重点に就職支援を集中的に実施。職場定着までの一貫した支援により雇用・生活の安定を実現。新たに30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度の対象者として積極支援。若者の応募機会拡大に向けた企業の取組を促進。

(2) ニート等の自立支援の充実

地域若者サポートステーションを拡充し地域の連携協力を強化。若者の意識改革・働く意欲の喚起(若者自立塾等)。

(3) 実践的訓練・能力評価等を行うジョブ・カード制度の整備・充実

中央・地方のジョブカード・センターを開設し、協力企業を拡大。ハローワーク等のキャリア・コンサルティング体制を整備。職業訓練期間中の生活保障

- 協力企業に対する助成制度を充実(Off-JTを含む訓練期間中の賃金負担を軽減)。
- 訓練受講者に対する貸付制度を充実。

女性 - 女性の就業希望の実現

(1) 「新待機児童ゼロ作戦」の展開

保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化。

- 保育サービスの量的拡充、家庭的保育など提供手段の多様化。
- 女性の就業率の高まりに応じた計画的な整備。

今後3年間を集中重点期間として取組を推進。

質・量の拡充のためには一定規模の財源確保が必要不可欠。税制改革の動向も踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の具体的な制度設計を検討。

(2) 仕事と家庭の両立支援

仕事と育児等を両立できる環境整備に向けた制度的対応を検討。事業所内保育施設の設置・運営の支援の充実と地域開放の推進。中小企業の行動計画策定を促進する「2か年集中プラン」を実施。

(3) 再就職・起業・継続就業支援の充実

地域の就業支援・子育て支援施設等とのネットワークの構築などマザーズハローワーク事業の充実。先輩起業家等によるアドバイスなど女性起業家への支援。ポジティブ・アクションの集中的な周知、具体的なノウハウ提供。

高齢者 - いくつになっても働ける社会の実現

(1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進

高年齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導の徹底。処遇体系の見直し等のモデル的取組に対する支援措置の実施。「70歳まで働ける企業」に対する奨励措置等の拡充。高年齢者の身体特性に配慮した安全衛生対策の促進。

(2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備

「団塊世代フロンティアプロジェクト(仮称)」の推進。

- 高齢者向けジョブ・カードの普及促進による円滑な再就職の促進。
- 地域貢献活動の情報・職場体験機会の提供。
- 団塊世代等の有する技能の円滑な継承に向けた支援の充実。再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備。

(3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

シルバー人材センター事業の推進等。

障害者等 - 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進

(1) 障害者対策の拡充

雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化。

- 就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援。
- 障害者就業・生活支援センターを全障害保健福祉圏域に設置。障害者雇用促進法制の整備。中小企業における障害者の雇用促進のための重点的な支援。障害者に対する職業訓練の充実・強化。精神障害・発達障害など障害特性に応じた支援施策の充実・強化。「工賃倍増5か年計画」の推進。

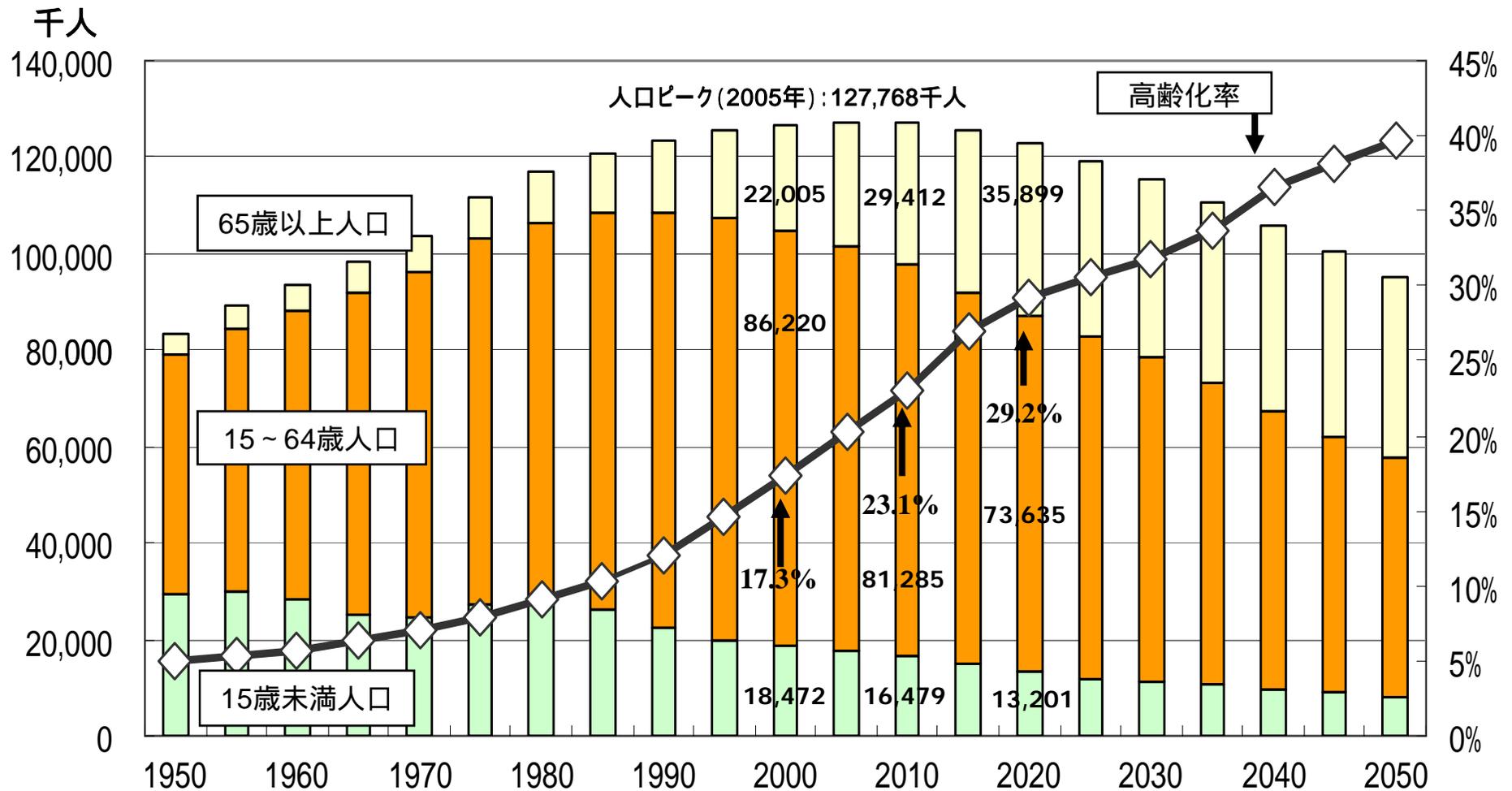
(2) 生活保護世帯・母子世帯に対する就労支援の拡充

ハローワークと福祉事務所等との連携による「就労支援チーム」の体制を強化し、担当者制の一貫した就労支援を推進。

(3) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

参 考 资 料

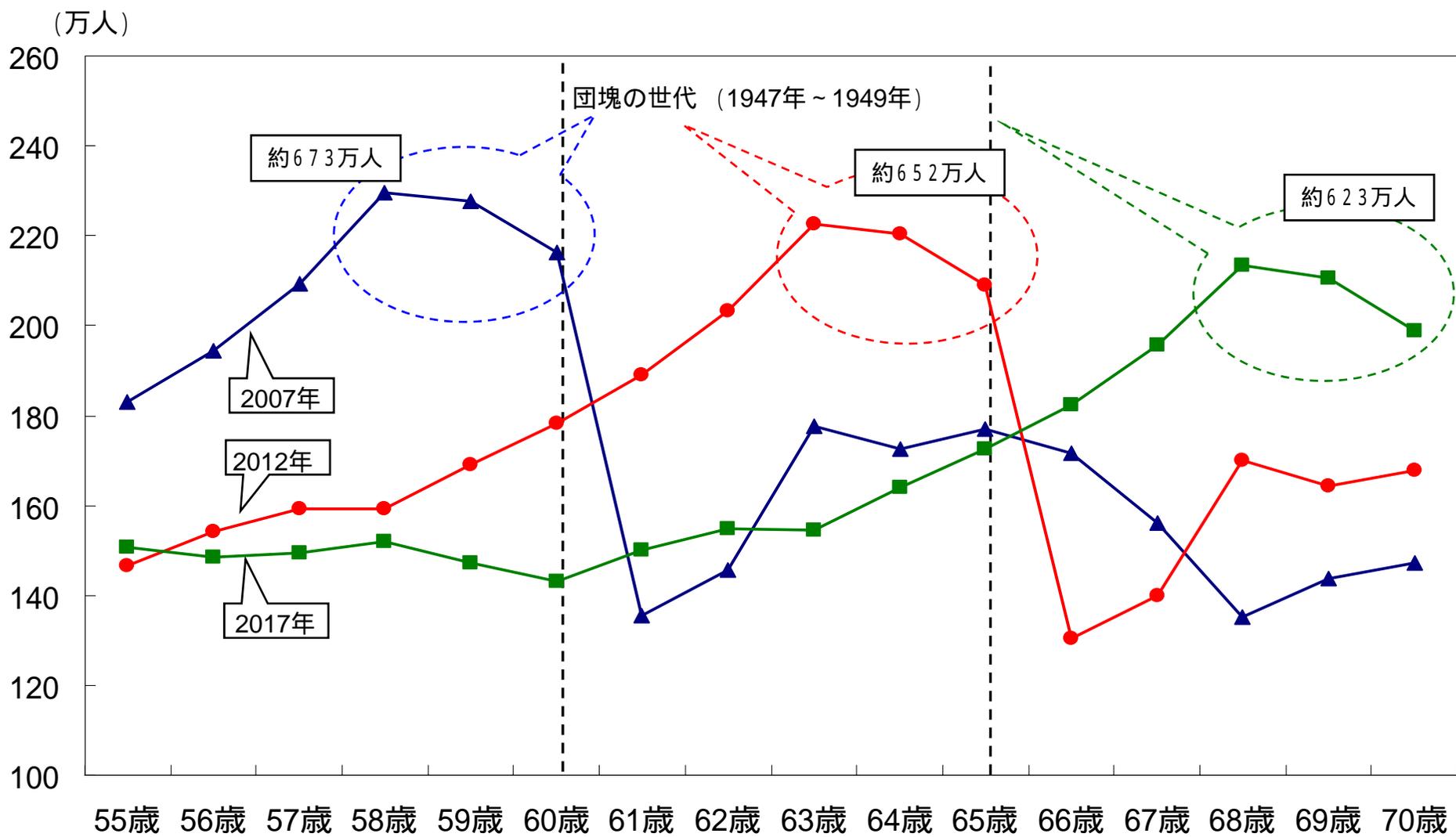
我が国の人口・高齢化率の推移



(資料出所) 2000年までは総務省統計局「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

高齢化率 = 全人口に占める65歳以上人口の割合

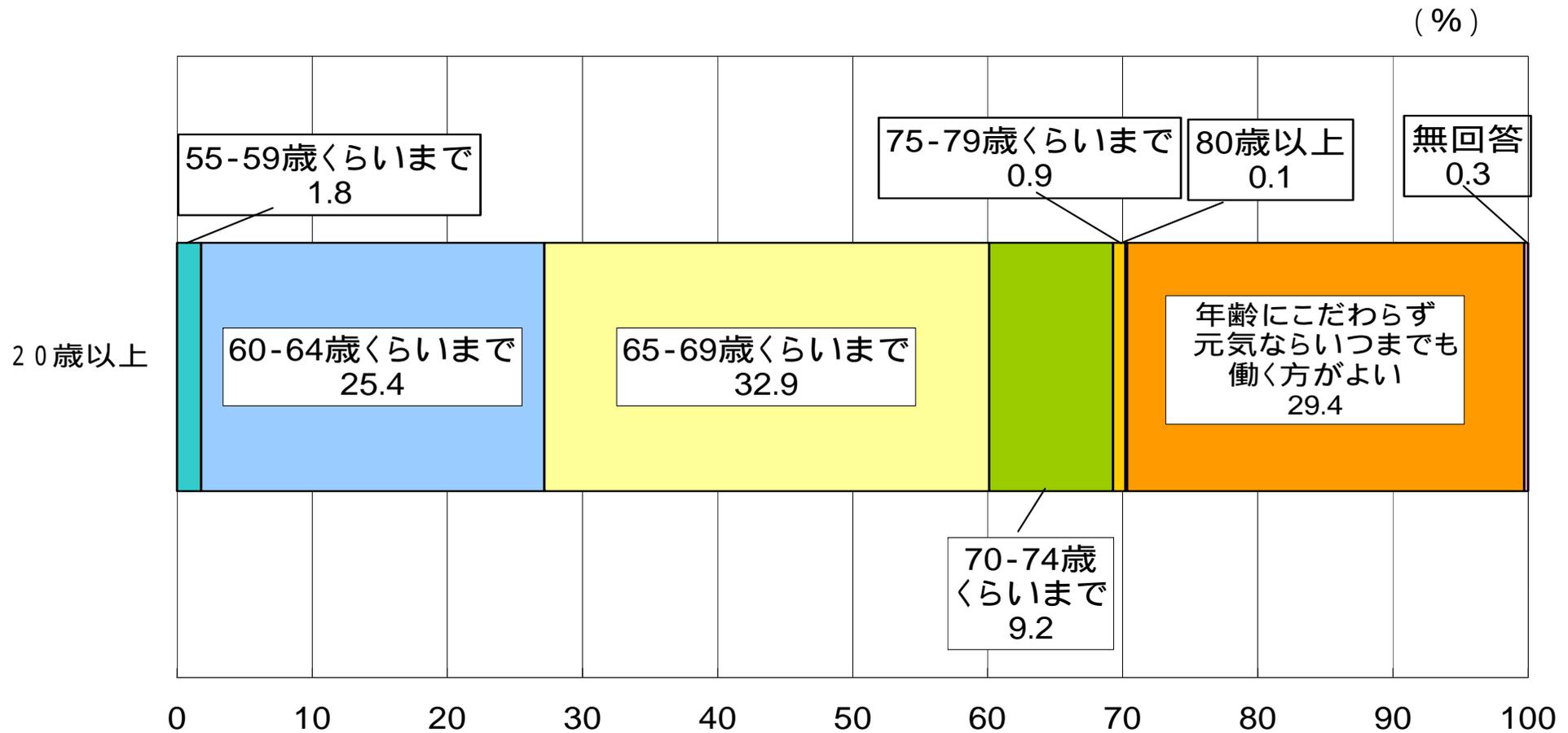
団塊の世代の高齢化



(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」

高齢期の就業に対する意識

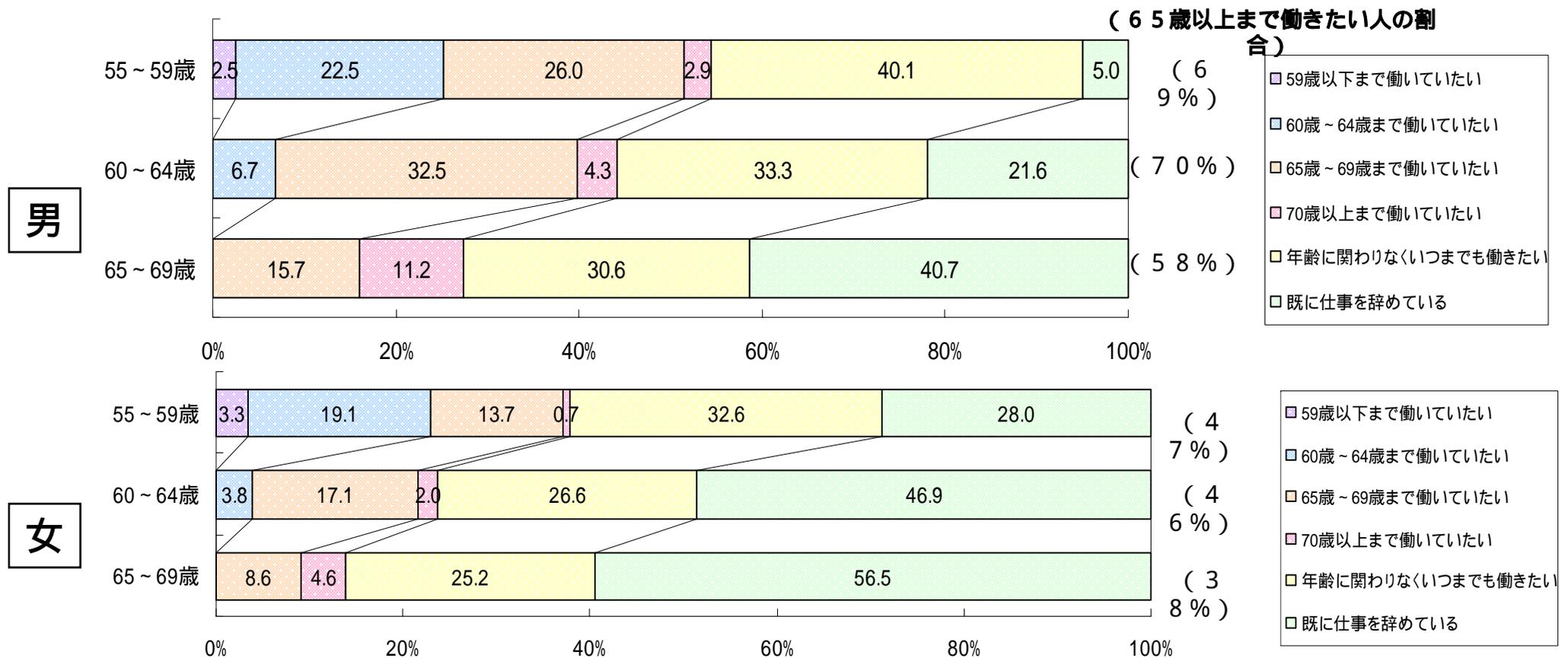
適切な退職年齢



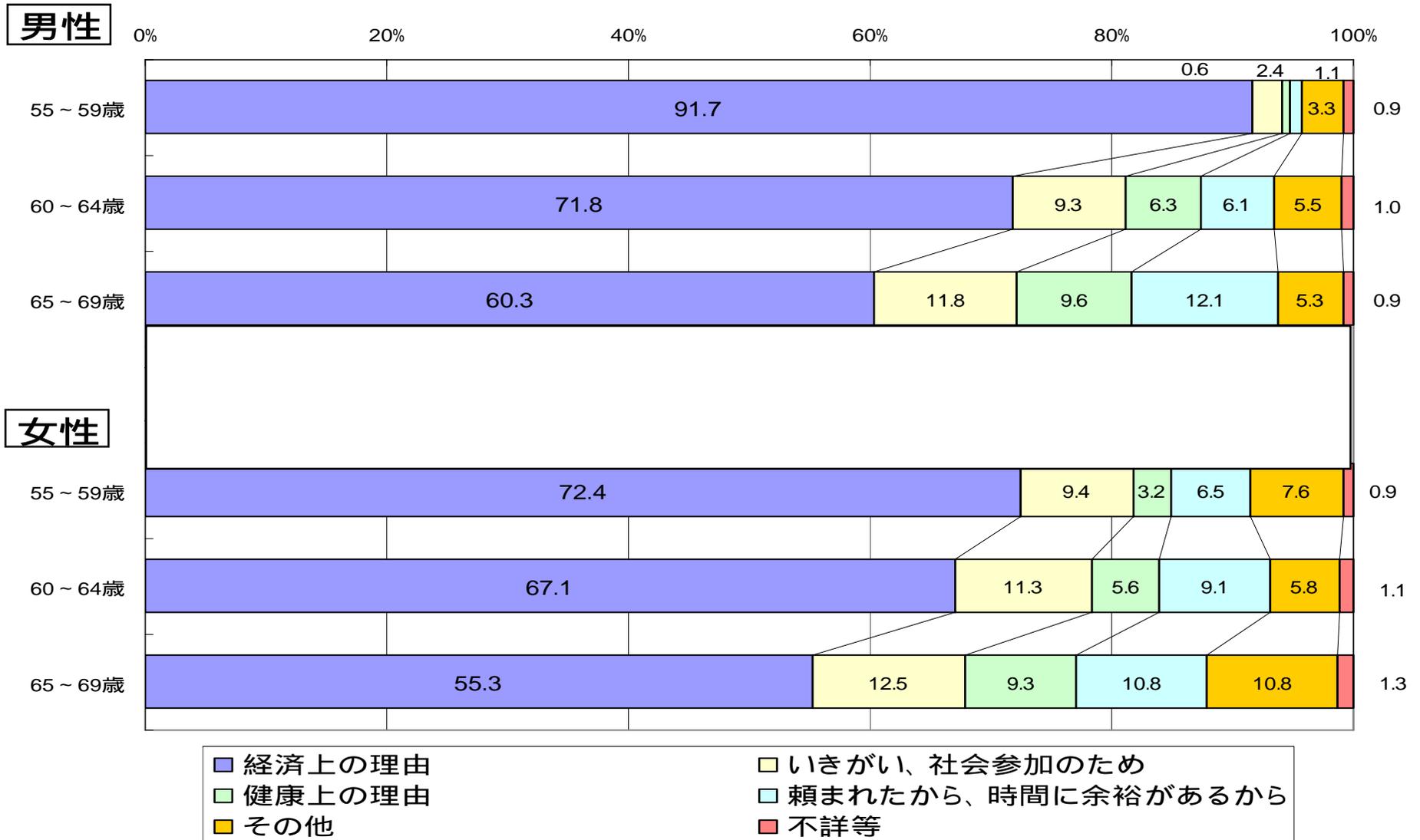
資料出所：内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査結果」（2004年）

就業についての引退及び引退時期

就業についての引退時期をみると、65歳以上まで働きたい人の割合が男性で6割程度以上、女性で4割程度以上を占めている。また、「既に仕事を辞めている」を除き、男女ともに、すべての年齢階級で「年齢に関わりなくいつまでも働きたい」の割合が最も高い。



主な就業理由



•資料出所：厚生労働省「高年齢者就業実態調査」（平成16年）

高年齢者の雇用失業情勢

年齢階級別・男女別雇用失業情勢

(%、倍)

	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～59歳	60～64歳
完全失業率 (男女計)	3.8	6.8	4.2	3.0	2.8	2.9	3.8
完全失業率 (男)	3.9	7.4	4.0	2.9	2.9	3.6	4.7
完全失業率 (女)	3.7	6.2	4.4	3.4	2.8	1.9	2.1
就業率 (男女計)	58.2	41.3	78.6	80.2	83.3	75.3	55.9
就業率 (男)	70.1	41.3	90.9	93.7	93.7	89.6	71.5
就業率 (女)	47.1	41.2	65.9	66.4	72.9	61.3	41.2

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1. 完全失業率の年齢計は季節調整値。その他は原数値。

2. 完全失業率は、平成19年12月時点。就業率は平成19年11月時点。

各国との労働力比較

			50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
日本	2006	男	95.7	93.2	70.9	29.2
		女	70.5	60.3	40.2	13.0
アメリカ	2006	男	86.1	77.7	58.6	20.3
		女	74.7	66.7	47.0	11.7
イギリス	2006	男	89.6	78.3	56.1	10.0
		女	79.4	64.3	33.0	4.5
フランス	2006	男	91.2	65.5	19.4	1.6
		女	79.1	56.8	17.4	0.8
ドイツ	2006	男	91.2	82.0	42.3	5.0
		女	78.7	65.6	24.4	2.2
スウェーデン	2006	男	89.8	84.9	66.2	-
		女	85.4	80.0	58.3	-

(資料出所) ILO, Year Book of Labour Statistics.
 イギリス、フランス: OECD “Labour Force Statistics”
 日本: 総務省「労働力調査」(2006年)

労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合労働力人口

日本: 就業者と完全失業者の合計

アメリカ: 労働力から軍人を除く

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン: 就業者と失業者の合計

イギリスのみ45～54歳